

令和6年第11回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和6年11月8日(金) 午後1時30分

2 閉会 令和6年11月8日(金) 午後2時38分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 林 眞理 (農政担当)	2番 守安 淳市
4番 定井 正雄 (会長)	5番 中村 安行
6番 友野 伸樹	7番 能登谷 和正 (会長代理)
8番 仮谷 昌典	9番 若林 勤
10番 在間 洋則	11番 渡邊 豊
12番 小原 弘	13番 奥山 弘志
14番 渡邊 則文	15番 小西 忍

欠席 1人

3番 秋山 陽太郎 (農地担当)

5 出席した農地利用最適化推進委員

茅原 弘和	高尾 郁夫	永野 直樹	大森 安男	澁江 隆司
赤木 謙介	黒瀬 昭夫	杉岡 賢二		

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 中山 知輝 次長 岡中 芳浩 主任 吉川 剛史 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

6番委員 7番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第41号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第42号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第43号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第44号 総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見について

報告第33号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第34号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和6年第11回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が14名、欠席1名。そして農地利用最適化推進委員が8名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、6番委員、7番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。会長代理の能登谷委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第41号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(会長代理) それでは、議案第41号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局お願いします。

(主任) 【議案第41号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号61番】

(会長代理) それでは61番、秦の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(8番委員) この案件ですが、受人の住所は富原ですが家族は秦に住んでいます。新規就農の方ですが、今まで父の農業の手伝いをしてきており、経験はあります。父親の所有している農機具を使用するという事で、地元とつながりのある方ですし問題ないと思いますので皆さんご審議の程お願いします。

(会長代理) 大森委員、補足はありますか。

(大森委員) 補足はありません。よろしくお願いします。

(7番委員) この案件ですが、受人の住所地が富原ですが、特に問題はありませんでした。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。61番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、61番は許可されました。

【受付番号62番】

(会長代理) 続きまして62番、福井の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(茅原委員) 受人と渡人の関係は兄妹となります。申請地は今までずっと受人が管理していましたが、この度正式に手続きをするという事です。また、受人の息子夫婦は、この申請地のすぐ隣に住んでおり、一緒に耕作をする予定です。今後は、畑として利用するという事で地元としては問題ないと思います。よろしくお願いします。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(14番委員) 家族数が1人で耕作者が3人となっていますが、これはどういうことですか。

(茅原委員) 世帯としては受人1人ですが、耕作をするのは、別世帯の息子夫婦2人と一緒にするので合計3人ということです。

(会長代理) 他に、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。62番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、62番は許可されました。

【受付番号63番】

(会長代理) 続きまして63番、北溝手の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(13番委員) この案件ですが、渡人が農業が出来なくなったことで、申請地の近くに住んでいる受人にお願いするという案件です。農機具については、渡人から譲り受けるという事で問題ないと思いますので皆さんご審議の程お願いします。

(会長代理) 永野委員、補足はありますか。

(永野委員) 補足はありません。よろしくをお願いします。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。63番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、63番は許可されました。

【受付番号64番】

(会長代理) 続きまして64番、下倉の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員) この案件ですが、地元としては問題ないと聞いておりますが、詳細は杉岡委員からお願いします。

(会長代理) 杉岡委員、お願いします。

(杉岡委員) 受人は、申請地に隣接する民家を購入しており、現在耕作放棄地になっているこの農地を手入れして野菜を作付けしたいということです。地元としては問題ないと思いますので、よろしく審議の程お願いします。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

- (会長代理) それでは採決いたします。64番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (会長代理) 異議なしと認め、64番は許可されました。

【受付番号65番】

- (会長代理) 続きまして65番、秦の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (8番委員) この案件ですが、渡人が高齢になり農業が出来ないという事で、数年前から受人に管理を依頼しておりました。受人はこの申請地で、ハウスでブドウ栽培をしていました。このまま受人に譲るという案件です。地元としては問題ないと思いますので審議の程よろしくをお願いします。
- (会長代理) 大森委員、補足はありますか。
- (大森委員) 受人は、どの農地もしっかり耕作している方で問題ありません。よろしくお願いします。
- (会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) それでは採決いたします。65番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (会長代理) 異議なしと認め、65番は許可されました。

【受付番号66番】

- (会長代理) 続きまして66番、秦の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (8番委員) この申請地ですが、受人がずっと耕作されてきました。この度、正式に手続きをするということで、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。
- (会長代理) 大森委員、補足はありますか。
- (大森委員) 補足はありません。よろしくお願いします。
- (会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) それでは採決いたします。66番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (会長代理) 異議なしと認め、66番は許可されました。

【受付番号67番, 68番, 69番】

- (会長代理) 続きまして67番, 見延の件につきまして, 68番, 69番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。地元委員の説明をお願いいたします。
- (10番委員) この案件ですが, 受人は息子と一緒に農業を手広くやっています。農機具も一式そろえているので, 地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。
- (会長代理) 受人は, 他地区でも耕作を行っていますが担当委員から何か意見はありますか。
- (大森委員) この方は秦地区に農地を持たれています。野菜と柿を植えておりしっかり管理されていました。問題ありません。
- (会長代理) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (会長代理) 異議なしと認め, 67番, 68番, 69番は許可されました。

【受付番号70番】

- (会長代理) 続きまして70番, 赤浜の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。
- (2番委員) この案件ですが, 地元としては問題ないと思いますが, 詳細は高尾委員からお願いします。
- (会長代理) 高尾委員, お願いします。
- (高尾委員) 受人は, 隣接する宅地を購入します。申請地は, 柿の木が植えていましたが, そのまま受け継ぎ, プラスして家庭菜園として野菜を植えていくとの事です。農機具は, 前所有者から譲受けるということで, 地元としては問題ないと思います。よろしくをお願いします。
- (会長代理) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) それでは採決いたします。70番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (会長代理) 異議なしと認め, 70番は許可されました。

【受付番号71番】

(会長代理) 続きまして71番、真壁の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(5番委員) この案件ですが、受人の自宅のすぐ前にある農地です。これから管理機などを購入し、家庭菜園をしていくということで、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。71番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、71番は許可されました。

【受付番号72番】

(会長代理) 続きまして72番、槁の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員) この案件ですが、受人がおばあさんの地元に戻って農業をしたいという事です。詳細は黒瀬委員からお願いします。

(会長代理) 黒瀬委員、お願いします。

(黒瀬委員) 受人は、現在市外の方ですが、渡人の家を購入して周辺にある農地を耕作するという事です。現在、耕作放棄地ですが、耕耘して耕作をしていくということで、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。72番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、72番は許可されました。

【受付番号73番】

(会長代理) 続きまして73番、山田の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(15番委員) この案件ですが、渡人が市外の方で管理が出来ないという事で、申請地の近くに住む受人にお願いしたところ引き受けてくれたという事です。申請地は、すでにミカンが植えてあり、今後は野菜も植えていくという事です。受人は、農業をしている方ですので、地元

としては問題ないと思います。審議の程よろしく申し上げます。

(会長代理) 赤木委員，補足はありますでしょうか。

(赤木委員) 受人の息子も一緒に農業をするという事です。問題ありません。よろしく申し上げます。

(会長代理) この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。73番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め，73番は許可されました。

【受付番号74番】

(会長代理) 続きまして74番，東阿曾の件につきまして，地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員) この案件ですが，受人は3年ほど前から水稻，キャベツをこの周辺で作付けされています。この度，耕作面積を増やしたいという事で，今回の申請になりました。地元としては問題ないと思いますので審議の程よろしく申し上げます。

(主任) 受人の自宅が総社の方ですので，最相委員から聞き取りをしたところ，問題ないとの事でした。

(会長代理) この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。74番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め，74番は許可されました。

【議案第42号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(会長代理) 続きまして議案第42号，農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について，を議題といたします。それでは，事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【議案第42号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号8番】

(会長代理) それでは，5番，久米の件について，現地調査の報告をお願いいたします。

- (8番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が畑、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (会長代理) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (1番委員) この案件ですが、是正案件です。手続きなく浄化槽を設置していましたが、この度、正式に手続きをするということで、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくお願ひします。
- (会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) この件について、始末書が提出されています。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) それでは採決いたします。8番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (会長代理) 異議なしと認め、8番は許可されました。

【議案第43号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (会長代理) 続きまして議案第43号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。
- (主任) **【議案第43号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

【受付番号47番】

- (会長代理) それでは、47番、北溝手の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (8番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が宅地、南が線路、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (会長代理) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (13番委員) この案件ですが、店舗兼住宅の申請です。被害防除計画等を確認しましたが、総合判断として周辺営農に支障はないものと思われまふ。どうぞご審議ください。
- (会長代理) 永野委員、補足はありますでしょうか。
- (永野委員) 補足はありません。よろしくお願ひします。
- (会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

- (主任) 農地区分ですが、おおむね300メートル以内に、鉄道の駅が存する区域にある農地ということで、第3種農地と判断しています。
- (会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) それでは採決いたします。47番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (会長代理) 異議なしと認め、47番は許可されました。

【受付番号48番】

- (会長代理) 続きまして48番、秦の件につきまして現地調査の報告と地元委員からの説明を一緒にお願いたします。
- (8番委員) まず、周辺の状況ですが、東が田、西が田、南が道、北は道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。続いて説明をいたします。この案件は、保育園の移転です。現在の保育園が住宅地に囲まれており、手狭になったという事で今回の申請に至りました。土地利用計画図を確認しましたが、周辺営農に支障はありませんし、災害防除の計画もしっかりされており、地元としては問題ないと思います。どうぞご審議ください。
- (会長代理) 大森委員、補足はありますでしょうか。
- (大森委員) 近年、預かる保育園児が増えてきています。小学校に隣接していますし、問題ないと思います。ご審議をよろしくお願いたします。
- (会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いたします。
- (主任) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しており、例外許可規定として集落に接続して設置される施設ということで適用しております。
- (会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) それでは採決いたします。48番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (会長代理) 異議なしと認め、48番は許可という見込みですが、この案件は、3千平方メートルを超えるので、県の諮問会議へ上げさせていただきます。諮問会議に付しまして、その答申を受けた後に許可といたします。

【受付番号49番】

- (会長代理) それでは、49番、福井の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (8番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が道路、南が田、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (会長代理) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (茅原委員) この案件ですが、申請地に隣接した宅地を購入した時に測量をしたところ、庭の一部が田にはみ出していたということで、是正の申請です。現況と変わることはないで周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞご審議ください。
- (会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) この件について、始末書が提出されています。農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、第1種農地と判断しており、例外規定として既存の施設の拡張ということで適用しています。
- (会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (12番委員) 受人の方は県外ですが、こちらに住んでいないのですか。
- (茅原委員) 現在、引っ越しが終わって母親だけがこちらにきています。
- (会長代理) 他に何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) それでは採決いたします。49番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (会長代理) 異議なしと認め、49番は許可されました。

【受付番号50番】

- (会長代理) それでは、50番、上林の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (8番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が宅地、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (会長代理) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (2番委員) この案件ですが、申請地周辺は、宅地化になっておりここが最後の1区画となります。用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞご審議ください。
- (会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地と

ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。50番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、50番は許可されました。

【議案第44号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

(会長代理) 続きまして議案第44号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主任) **【議案第44号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】**

【受付番号7番】

(主任) この件について、最相委員から事務局に報告をいただいています。今回、用途廃止が出されている道路ですが、用途廃止しても問題ないとのことでした。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それではこの道路を廃止しても、周辺営農上問題なしと回答してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(会長代理) それではそう回答させていただきます。

【報告第33号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(会長代理) それでは、報告事項に入ります。報告第33号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) **【報告第33号 報告書について朗読】**

【報告第34号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(会長代理) 次に、報告第34号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第34号 報告書について朗読】

【報告事項】

(会長代理) 22ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

(会長代理) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。さらに、今回県の諮問会議に付す案件が1件ございました。それにつきましては、諮問会議に付して許可意見の答申を受けた後に許可書を交付といたします。本日の許可件数は、3条関係が14件、4条関係が1件、5条関係が4件でございました。また、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見については、周辺営農上問題なしと回答しました。以上で、日程第3の付議事件の審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何かありますか。

(委員) なし。

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後2時38分